

現状・背景

- 令和7年5月に国から自衛隊派遣を前提とせず、**民間事業者を最大限活用しよう通知**がなされた。
- 民間事業者を活用する場合、家畜伝染病予防法に基づき委託費用の2分の1が国庫負担となり、残りの2分の1のうち8割が特別交付税措置の対象となるため、**都道府県負担は、実質1割**となっている。

(京都府における防疫措置の状況)

令和7年12月 高病原性鳥インフルエンザの発生 (約28万羽)

- ▶ 民間事業者の動員状況：延べ約2,000人を動員 (府職員約4,700人) ※福井県、三重県、滋賀県からも職員派遣
- ▶ 民間事業者への委託費用：約702百万円



課題

- 委託費用が莫大であるため、実質1割の負担であっても都道府県の負担は大きい。
- 都道府県のみで家畜伝染病発生時に活用可能な事業者を探索することは困難であり、そうした事業者を育成することも現実的ではない。

要望

- 防疫措置に必要な**民間事業者への作業委託に係る都道府県の負担割合を見直す**こと。
- 国において防疫措置を担う**民間事業者の参画を拡大**し、広域での活用を可能とすること。